平成２９年（フ）第１０４号
鳥取県米子市上後藤８丁目５番12号　305号
債務者　本池慈美子
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第２１号
島根県益田市須子町60番６号（612）
債務者　友重みつ子
1　決定年月日時　平成29年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２９年（フ）第６２３号
広島市中区小網町５番９―303号
債務者　久門　　薫
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６５２号
広島市安佐南区祇園２丁目14番６―７―201号
債務者　外村　武洋
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１０号
愛媛県伊予郡松前町大字恵久美139番地
債務者　日野眞由美
1　決定年月日時　平成29年９月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４３号
愛媛県宇和島市栄町港３丁目２番21号
債務者　兵頭　荘助
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２９年（フ）第４４号
愛媛県宇和島市栄町港３丁目２番21号
債務者　兵頭多代子
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２９年（フ）第１８５号
福岡県久留米市合川町386番地３　太田アパート北棟202号、前住所福岡県久留米市東合川新町５番４―301号
債務者　三溝由美子
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第３１３号
熊本県上益城郡山都町下馬尾286番地
債務者　谷口　幸彦
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４５号
熊本県葦北郡芦北町大字田浦3493番地、前住所静岡県浜松市浜北区小松952番地の１　プロムナード102号室
債務者　山下　郁也
1　決定年月日時　平成29年９月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２９年（フ）第２５８号
大分市大字上宗方509番地の４（プライムステージ宗方Ｂ201）
債務者　利光　秋広
1　決定年月日時　平成29年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２８２号
大分市千代町４丁目３番25号（清水ボデービル301）
債務者　毛井　道子
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２７０号
宮崎市大塚町浜川田4913番地　サンコーポラス２―Ｂ号、前住所宮崎市大字恒久6820番地
債務者　長友　孝雄
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２８２号
宮崎市恒久１丁目８番地２　鶴田第３コーポ202号
債務者　岩﨑有希子
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３１号
高知県四万十市右山元町１丁目７番19号、旧住所高知県四万十市中村大橋通７丁目８番18号　八反ビル517号室
債務者　田中　宏幸
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後２時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２９年（フ）第１７５号
福岡県久留米市合川町100番地１　ピースフルⅢ202号
債務者　小松崎大輔
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部